二　委員会の保有する情報の公開に関すること。
三　委員会の保有する個人情報の保護に関すること。
四　委員会の所掌事務に関する法令案の作成及び法令の適用に関する事務の総括に関すること。
12　法令審査室に、室長を置く。
［13・14　略］
［項を削る。］
［略］　［略］　［略］
（企画官及び企画調査官）
第十五条　人事課に、企画官二人及び企画調査官一人を置く。
2　［略］
3　企画調査官は、命を受けて、人事課の所掌事務に関する特定事項に係るものを調査し、企画する事務を行う。
第十八条　監視情報課に、放射線環境対策室並びに企画官一人及び上席放射線防災専門官二十四人を置く。
［2～6　略］
（経理調査官、上席訟務調整官、原子力規制特別国際交渉官、企画官、首席技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキュリティ専門官及び安全管理調査官）
第十九条　長官官房に、経理調査官一人、上席訟務調整官二人（検察官をもって充てるものとする。）、原子力規制特別国際交渉官一人、企画官三人、首席技術研究調査官五人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官九人、核物質防護指導官一人、上席核物質防護対策官二人、国際核セキュリティ専門官一人及び安全管理調査官二人を置く。
［略］
2　上席訟務調整官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち訴訟、不服申立てその他の事務に関するものを助ける。
［略］　［略］　［略］　［略］　［略］
10　上席核物質防護対策官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち核燃料物質の防護に関する審査並びに核物質防護に関する検査及び確認（原子炉等規制法第六十七条の二第二項に規定する検査及び確認のうち核物質防護に関するものをいう。）に関する企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。
11　［略］
（安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上席原子力専門検査官、上級原子炉解析専門官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官）
第二十二条　原子力規制部に、安全規制調整官九人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全管理調査官八人、上席原子力専門検査官十九人、上級原子炉解析専門官二人、上席監視指導官九人及び統括原子力運転検査官二十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官、上席原子力専門検査官及び統括原子力運転検査官は原子力検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力検査官をいう。）として置かれるものとする。
［2・3　略］

［号を加える。］
12　法務調査室に、室長を置く。
［13・14　同上］
15　企画調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する特定事項に係るものを調査し、企画する事務を行う。
［同上］　［同上］　［同上］　［同上］
（企画官）
第十五条　人事課に、企画官二人を置く。
2　［同上］
［項を加える。］
（放射線環境対策室並びに環境放射能対策官、企画官及び上席放射線防災専門官）
第十八条　監視情報課に、放射線環境対策室並びに企画官一人及び上席放射線防災専門官二十二人を置く。
［2～6　同上］
（経理調査官、原子力規制特別国際交渉官、企画官、首席技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官、国際核セキュリティ専門官及び安全管理調査官）
第十九条　長官官房に、経理調査官一人、原子力規制特別国際交渉官一人、企画官三人、首席技術研究調査官五人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官九人、核物質防護指導官一人、上席核物質防護対策官二人、国際核セキュリティ専門官一人及び安全管理調査官二人を置く。
［同上］
2　［同上］
［項を加える。］
［同上］　［同上］　［同上］　［同上］　［同上］
9　上席核物質防護対策官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち核燃料物質の防護に関する審査及び核物質防護検査（原子炉等規制法第六十七条の二第四項に規定する検査をいう。）に関する企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。
10　［同上］
（安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上席原子力専門検査官、上級原子炉解析専門官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官）
第二十二条　原子力規制部に、安全規制調整官九人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全管理調査官八人、上席原子力専門検査官十九人、上級原子炉解析専門官二人、上席監視指導官九人及び統括原子力運転検査官二十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官、上席原子力専門検査官及び上席原子力専門検査官は原子力施設検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力施設検査官をいう。）として、当該統括原子力運転検査官は原子力保安検査官（同項に規定する原子力保安検査官をいう。）として置かれるものとする。
［2・3　同上］